

京都市告示第506号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和7年3月31日まで次の者を公金収納受託者として、公金の徴収事務を委託しました。

令和4年11月30日

京都市長 門川大作

公金収納受託者の名称等

名称及び代表者	委託をする徴収事務の内容	住所
京都市醍醐交流会館コンソーシアム 京都醍醐センター株式会社 代表取締役 平井 義也	京都市醍醐交流会館に係る 使用料の徴収及び収納事務	京都市伏見区醍醐高畑町3 0番地の1
京都醍醐センター株式会社 代表取締役 平井 義也	京都市醍醐駐車場に係る使 用料の徴収及び収納事務	京都市伏見区醍醐高畑町3 0番地の1

(都市計画局都市企画部都市総務課)